令和2年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(皆川地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過•対応報告
		【(通称)モリゴの水門整備について】 鳥砂側の土手に水門があります。この水門に流入するのは市道、県道、 高速道路の雨水や、農業用水、生活排水です。排水域は鳥砂公民館東 側です。今後、永野川の川浚い(浚渫)で低くなる本流の河床と同じ高さ まで、水門の排水口を下げていただくことを要望します。	【道路河川整備課:TEL21-2785 】 水路からの排水につきましては、本川の水位が排出口の水位より高くなると、排水されなくなり内水被害が発生する原因となります。 ご要望の排水口を下げることは、本川であります永野川が増水しますと水路に逆流するなど、河川の背後地への被害リスクが高まることから、難しいものと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 [担当課:道路河川整備課:TEL21-2785]
1	鳥砂	【事前質問回答に対する再質問】 【(通称)モリゴの水門周辺の整備について】 ①永野川本流に溜まった土砂の撤去をお願いします。 ②水門の排出口付近に堆積した土砂の撤去をお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408】 ①永野川につきましては、県の管理となりますことから、県に浚渫等の要望をしてまいります。 ②水門の排出口付近の土砂撤去につきましては、現地を確認いたしましたが、特に水の流れを阻害している状況ではなく、周りの竹木等の繁茂が酷い状況でありましたので、上記①と併せまして、管理者であります県に対し竹木等の除去を要望してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL21-2408〕
2	鳥砂	【竹林の伐採のお願い】 水門より下流域に竹林があり、水の流れを堰き止める原因となっています。 また、昨年の台風 19 号の大水で流されてきた大量のゴミが、竹林に被 さっております。衛生上も好ましくないので、伐採をお願いいたします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408 】 ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、『昨年度は台 風により破堤した左岸側の立竹木の伐採を行い、今年度は右岸側 の立竹木の伐採を予定している。』とのことでありましたので、市とし ましても、引き続き県へ強く要望してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL21-2408〕
3	鳥砂	【藤川の整備のお願い】 藤川の川底には土砂が堆積し、大水になると溢れやすくなっています。 永野川本流同様に、川浚いしていただくことをお願いいたします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408 】 ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、『藤川の土砂が異常堆積している箇所については、昨年度より順次実施しております。当該箇所については、草が繁茂しているが、河積を阻害している状況ではないので、今後とも継続的に観察していく。』とのことでありましたので、市としましても、引き続き県へ強く要望してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL21-2408〕
4	鳥砂	【対嶺橋と道路の段差解消のお願い】 昨年も同様の要望をしておりますが、対嶺橋と道路の繋ぎ目に段差があるので、ダンプカー等大きな車が通るとかなり大きな音がします。ぜひ早急に改善を図っていただくようお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2408 】 ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、『昨年度、対 嶺橋の段差があり騒音のあった左岸側は、段差を解消しました。右 岸側については継続的に観察していく。』とのことでありましたので、 市としましても、引き続き県へ強く要望してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL21-2408〕
5	城南	【市道 2054 号線道路拡幅工事の早期着工のお願い】 昨年に引き続き同じ要望です。 栃木市皆川城内町城南地区の生活道路は狭く、通行にも支障をきたしております。以前から車が交差できないほどに狭いため、これまで、地区外の車が無理に侵入したための接触事故や、特に狭いカーブで4t車がガードレールをこする事故等が発生しております。 もしもの災害時に、消防車や救急車も入れない危険があり、早期の改善を願うばかりです。 土地地権者にはすでに承諾をいただくことができて、市に道路の拡幅工事を申請いたしましたが、未だに工事が実現しません。特に、国勢橋より向山地区入口までの長さ157mほどの道路が幅4mと狭いので、6mに拡幅していただきますよう、是非、早期に着工していただくようお願いします。	【道路河川整備課:TEL21-2401】 ご要望の箇所につきましては、平成30年2月に地元自治会から 拡幅整備の要望書を受け、市の道路整備基本計画に基づき、生活 道路整備路線に位置付けをしております。 生活道路に関する拡幅整備の要望は、本年4月時点で197箇所あ り、昨年もご回答させていただきましたとおり、各地域の整備を計画 的に順次進めております。 また、本路線と同様な状況の要望箇所におきまして、まだ事業化に 至らない路線数も多くありますことから、事業の着手にはお時間をい ただきたくご理解をお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川整備課:TEL21-2401〕
6	南柏倉	【消火栓の増設について】 南柏倉自治会は東西に約4キロメートルの長さにわたり、山間に住宅が 点在します。消火栓の数が不足している旨、地元消防団や自治会会員 から話がありました。 消火栓を2・3 箇所増設していただくよう要望します。	【消防総務課:TEL 23-3527】 南柏倉自治会の東西に通っています県道栃木田沼線には、栃木方 面隊第9分団第4部から西側だけで、消火栓が4基、防火水槽が4 基の計8基の消防水利が設置されています。栃木市全体として他の 地域と比較しますと、水利が不足している状況とは言えず、現状の 水利で有事の際には、対応できるものと考えます。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:消防総務課:TEL23-3527〕

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過•対応報告
7	南柏倉	【防災無線について】 南柏倉自治会にも防災無線はありますが、東西約4キロメートルの長さにわたるため、「聞き取れない」「聞こえにくい」と言われています。特に下のほうには聞こえないようです。 聞き取れないときは 0282-24-3322 に電話することもわかっていますが、重要な放送を聞き逃さないために、何か良い方法はないでしょうか。実際の放送を現地で聴いていただくなどの実証実験のうえで、移設、増設も含めて最適な設置場所の検討をお願いします。	【危機管理課:TEL 21-2551】 栃木市では、情報伝達手段の一つとして、防災行政無線(屋外スピーカー)を設置しております。 防災行政無線からの放送の際には、言葉の間隔をあけ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取り易くなるよう録音時の工夫により対応しておりますが、音が届く範囲が限られていること、強風や雨などの気象条件の影響や構造物による音の反響、気密性の高い屋内など、放送を聞く環境によっては聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。 そのようなことから、自動音声案内(TEL:0282-24-3322)の運用の他、放送内容を市のホームページ、Facebook、Twitterにも掲載することで、できる限り広く周知ができるよう案内しております。また、台風や大雨等の非常時においては防災行政無線の他に、防災ラジオ(コミュニティ FM)、テレビ、緊急速報メール、CC9 登録制メール、市のホームページや SNS などにより情報を発信しております。情報の収集に当たっては、防災行政無線に限らず、ご自身の生活環境等に適する複数の手段を用いていただければ幸いです。今後の新規設置につきましては、平成 26 年から 5 箇年の計画で予定していた 185 箇所の整備が全て完了したことから、現在のところは今後の設置予定はございませんが、既に運用している防災行政無線の設置場所周辺の環境やスピーカーの向き、聞こえ方などの確認を踏まえ、よりよく聞こえるための改善や改修方法について、方向性を検討してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:危機管理課:TEL21-2551〕
8	皆川地区自 治会連合会	【台風 19 号災害永野川堤防決壊箇所等の修復工事の予定について】 (皆川地区大皆川付近両岸決壊箇所及び堤防道路流出箇所) 昨年の台風 19 号で河川の決壊や道路が流されました。 大皆川の決壊箇所は現在土嚢が積まれていますが、今後、どのような 工事が行われるのか、お尋ねします。 また、反対側の道路も流され、現在も通行止めになっていますが、今後 の復旧工事の予定について伺います。	【道路河川整備課:TEL21-2785 】 破堤箇所につきましては、今秋より順次、堤防の復旧、護岸工事 を行います。 また、左岸側の堆積土砂の撤去を検討しています。 なお、堤防上の道路については、護岸と併せて復旧し、通行止め を解除いたします。	【道路河川整備課:TEL 21-2785】 河道掘削、堤防復旧、護岸工事は、令和2年12月に工事着手しておりまして、令和4年7月に完成する予定です。 今後、事業の進捗状況等については、県の HP や市の広報誌等で住民の皆様方に周知してまいります。
9	皆川地区自 治会連合会	【皆川公民館東側駐車場(下水槽周辺の砂利部分)舗装のお願い】 皆川公民館の東側駐車場(下水のマンホールの箇所除く)の砂利の部分の舗装のお願いです。 5月から10月は雑草が繁茂し、環境も悪くなり駐車もできません。歩くのも難しくなります。草刈りをしても砂利敷きのためきれいには刈ることができないので、すぐに伸びてしまいます。 多くの住民が来場する市の出先機関としては、環境が良いとは言えない状況のため、できれば舗装していただけると管理もしやすくなり、年間を通してきれいに整備された駐車場になると思います。	【公民館課(皆川公民館): TEL 22-1812】 皆川公民館の東側駐車場については、特に夏場において砂利敷きの部分の雑草が繁茂し、車を駐車する場合やそこを歩く際には、あまり良い環境ではないことは認識しております。 市としましては、平常時は南側舗装部分の駐車場で特に不足はなく、東側駐車場までを使用することは稀であるため、当面は適宜環境整備に努めながら、管理していきたいと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:公民館課(皆川公民館):TEL22-1812〕 R3.4~〔担当課:地域政策課(皆川公民館):TEL22-1812〕
10	皆川地区 まちづくり 協議会	【皆川城址公園内修繕工事(土砂搬出)のお願い】 昨年の台風19号で被害があった場所になります。 皆川城址公園には、昔から3か所の池がありますが、昨年の台風による土砂崩れにより、そのうちの一つの池が土砂の流入により埋まってしまっています。 皆川城址は、山城としては日本有数の城であり、来場者も年々増加しております。 特に2月~5月にかけて水仙、紅梅、蠟梅、吉野桜、八重桜と、次々に花が咲き、初夏には蕨も出るので、花見や採集を楽しみに、市内外から多くの人々が訪れています。 池の埋没はせっかくの山城の原形を壊していることに加え、公園としての環境も良くありませんので、池に流入した土砂の一刻も早い搬出を実施していただき、以前の池に戻していただきますようお願いいたします。	【公園緑地課:TEL 21-2413】 皆川城址公園は、市指定(史跡)文化財になっていることから、工事や、修繕等を行う場合は、「栃木市文化財保護条例」により文化課と協議を行い実施しております。 池の埋没につきまして、文化課と工事の工法について、協議をおこないましたが、通常の工法(機械掘削等)では、文化財の保存に影響を及ぼすことから、機械掘削ではなく、人力発掘でお願いしたい、流入した土砂の撤去にあたっては、当時の池の深さなどを調査しなければならないなど、施工を行うにあたり厳しい条件があり、現状保全といたしております。 しかしながら、皆川地区のシンボルであります皆川城址でありますので、まちづくり協議会、文化課と現地立会・確認を行いまして、効率的な工法等を協議、検討し実施してまいりたいと考えております。	【担当課:公園緑地課:TEL21-2413】 7月29日に、まちづくり協議会、文化課と現地立会、工法協議を行い、12月25日に原形復旧工事を完了しております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過·対応報告
11	皆川地区自治会連合会	【皆川西部山間地区土砂災害指定区域の住居建替費用支援のお願い】 昨年も要望しましたが、その後 12 月に栃木土木事務所から連絡があり、「土砂災害防止法に基づく基礎調査」のため、町内(東小野口)の立ち入り調査が行われました。 調査後には何の連絡も有りません。確認をお願いいたします。(企画調査部企画調査課) 昨年に引き続きの要望になりますが、北柏倉、小野口、志鳥城南地区は山林と住宅の間隔が無いため、栃木市の建築基準に合わせるためには土留め工事が必要になります。 昨年、100 年以上住んでいて災害が無いので基準の見直し(特別土砂災害指定区域の解除)をお願いしましたが、できないとの回答でした。 指定されている住民の住宅建築年数は、ほとんどが50 年以上経過しており、建て替えの時期になっています。また、若い世代も建て替えを望んでいますが、建築費用とは別に土留め工事を行わなければならず、多額(平均300万くらい)の費用負担をせまられます。 昨年の台風災害には、国、県、市から復旧工事に多額の予算が計上されています。状況的には同じことになります。住宅を建てる前に建築基準があれば問題ありませんが、既に住宅を建てて100年以上住んでいる地域に後付けで基準を押し付けることは、行政のやり方は間違っています。 2 年前、大川市長、大阿久議長にあて、住宅建て替え時の支援の要望書を提出しました。市では空き家対策に補助事業や、災害住宅撤去費用(最大200万円)、市外からの転入者支援補助など、住宅に関とでは、を引にながら土砂災害指定区域の住居建替費用の支援ができないことは、差別になります。このようなことで良いのでしょうか。	【危機管理課:TEL 21-2551】 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定にあたり、昨年12月に基礎調査の一環として、現地での立入調査が行われたとのことでありますが、現在の状況としましては、令和3年度中での公示に向けて調査結果を取りまとめている段階であり、とりまとめ後、今年度内を目途に、市町への意見照会・関係住民を対象とした説明会の開催を予定しているとのことであります。 【住宅課:TEL 21-2451・建築課:TEL 21-2441】 土砂災害指定区域等の住居建替費用支援については、国の支援制度として、災害危険区域等から安全な区域への移転を目的とした「がけ地近接等危険住宅移転事業」と、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修を目的とした支援制度があります。 前者は、土砂くずれ等の災害発生が予想される危険な区域にお住いの方々が、より安全な区域に移転するための支援制度であり、後者は、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物に対し、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有してないものの改修に必要な費用を支援するものです。現状、市単独での支援は非常に難しいことから、まずは2つの国の支援制度の活用を検討してまいります。併せて、他市町村の支援制度を参考に、市独自の上乗せ支援の可能性についても検討してまいります。	【危機管理課:TEL 21-2551】 平成 30 年 12 月に行われた調査結果による土砂災害警戒区域の変更及び新規指定について、関係する住民の方を対象とした説明会の開催に向けて、現在、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、栃木土木事務所と開催方法を調整中であります。 説明会について詳細が決まりましたら、関係者宛て、ご案内差し上げます。 【左記回答要旨のとおり】 [担当課:住宅課:TEL 21-2451] R3.4~【担当課:建築住宅課:TEL 21-2451】

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過•対応報告
	皆川地区自治会連合会	【事前質問回答に対する再質問】 【皆川西部山間地区土砂災害指定区域内住居立替時、土留め工事費支援について】 ・国の補助事業の活用を検討しているとの事だが、市独自の支援・補助(総費用の50%補助を出すなど)についても検討して欲しい。国の支援事業についても早めに説明会を開催して欲しい。栃木市には移住者支援があるが、山間地域や土砂災害指定地域の住民には、危険と言うだけで何の対策(支援)もない。同じ市民として不公平である。・住居立替時の土留め工事費の支援ができない時は、土砂災害指定地区における建築物規制の解除をお願いします。また、移転する時の代替え地について、現在住んでいる宅地と同じ面積が調整区に出来る制度を作成していただきたい。・皆川地区の県道に面している住居の裏山斜面のコンクリート固め作業が県の事業で無償で行われた。市道部分は行われませんでした。困っている住民は市道に面した住民、従って市が積極的に行うべきである。	【住宅課:TEL21-2451】 ・今まで住んでいて災害がなかった地域でも、今後も災害が起こらないとは限りません。 行政では、土砂災害やがけ地崩落等の発生が予想される危険な区域に住み続ける方々の生命や財産を、将来にわたって守り続けることは非常に困難であると考えております。 そこで、国では危険な区域から移転していただくことに支援していく方向性を示しており、本市としましても、その方向性に沿って、地域内での移転支援の方策等を検討してまいります。 なお、前回の回答の中で、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の改修支援制度があると回答しておりますが、本市としましては、現状、単独での支援は難しいことから、まずはその国の支援制度を活用するとともに、上乗せ支援を検討してまいりますので、何卒ご理解をいただきたいと存じます。 国の支援事業の説明につきましては、準備が整いましたら、説明会の開催等についてご相談させていただきます。 【危機管理課:TEL21-2551】・土砂災害防止法による区域は、栃木県が実施する基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある地域として指定されます。建築物の構造規制がかかる土砂災害特別警戒区域においては、対策工事の実施により安全性が確保されたと認められる等、指定事由が無くならないと、指定の全部または一部について解除されることはありません。また、これまでに土砂災害が発生しなかったことを理由に区域の指定が解除されることもありません。 ・山斜面のコンクリート固め作業のご要望についてですが、該当の場所により、対応する部署が異なります。 具体的な箇所をお示しいただければ、担当となる部署や今後の計画等をご案内することもできるかと思います。	【左記回答要旨のとおり】 [担当課:住宅課:TEL 21-2451] R3.4~【担当課:建築住宅課:TEL 21-2451】 〔担当課:危機管理課:TEL 21-2551〕
12	泉川	【泉川地内道路の全面改修について】 昨年度、西新井地区から泉川地区に通じる道路が改修されました。ありがとうございました。 今年度は泉川地区においても道路の全面改修をお願いしたいと考えます。 一つ目は昨年度の延長区間です。もう一つは大皆川から泉川地区に通じる区間です。どちらも小中高生の通学に利用されている道路でもあります。 どちらの区間も道路の劣化が激しいと思われます。上水道の工事も行われ、掘っては埋め戻すということが繰り返されている現状です。また、昨年度の水害で大量の水が流れたたことも、大きく影響しているとおもわれます。アスファルトを使ってへこんだ部分に埋め込んだだけでは対応に限界があり、同じことの繰り返しになっています。 早急な全面改修をお願いします。 【事前質問回答に対する再質問】 【泉川地内道路の全面改修の具体的な時期について】 ・「順次、計画的な本舗装工事を実施」とはいつ頃を指すものなのか、具体的に示して欲しい。特に西新井地区から本町に入る道路においては早急の改善を望みます。	【道路河川維持課:TEL 21-2408 】 現在、市内の未舗装道路につきましては、生活道路舗装補修事業として、本舗装への工事を実施しているところであります。しかしながら、本年度は昨年の台風被害箇所の復旧を優先させますことから、来年度以降、順次、計画的に本舗装への工事を実施してまいります。 【道路河川維持課:TEL 21-2408】 現在、市内全域で 72 件の本舗装工事の要望書が提出されておりまして、昨年までに 13 件の要望箇所を実施した状況であります。毎年、限られた予算において、要望に対し順次対応しているところでありますので、具体的な時期をお示しすることは出来かねますこと、ご理解願います。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408〕